



2024年2月27日

各位

会社名 株式会社プロジェクトホールディングス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 土井 悠之介
(コード：9246 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 CFO 松村 諒
(TEL：03-6459-1025)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月26日開催予定の第8期定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、また、当該決定に伴い、同定時株主総会に付議する定款一部変更及び役員人事を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

取締役会への監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。このため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月26日(火)(予定)

定款変更の効力発生日 2024年3月26日(火)(予定)

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者

(2024年3月26日開催予定の第8期定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
土井 悠之介	代表取締役 社長執行役員 CEO	同左
松村 諒	取締役 常務執行役員 CFO	同左
松本 勇氣	社外取締役	同左
柳沢 和正	社外取締役	同左

※松本 勇氣氏及び柳沢 和正氏は会社法第2条15号に規定する社外取締役の候補者であります。

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(2024年3月26日開催予定の第8期定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
結城 愛子	社外取締役 監査等委員	常勤監査役
橋口 晶子	社外取締役 監査等委員	(新任)
桃崎 有治	社外取締役 監査等委員	社外監査役
川添 丈	社外取締役 監査等委員	社外監査役

※結城 愛子氏及び橋口 晶子氏は社外取締役（常勤監査等委員）の候補者であります。

(3) 新任取締役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	
はしぐち あきこ 橋口 晶子 (1967年10月6日)	1991年10月	井上齋藤英和監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所
	1999年9月	橋口公認会計士事務所 開設、代表 (現任)
	2014年7月	株式会社グローバルキッズ 監査役
	2015年10月	株式会社グローバルキッズ COMPANY 監査役
	2023年4月	株式会社 GKS 監査役

以 上

【別紙】

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② (条文省略) ③ (条文省略) <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、<u>又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ 任期満了前に退任した<u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び社長)</p> <p>第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p>	<p>(代表取締役及び社長)</p> <p>第 21 条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会の決議により選定する。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 前条のほか、取締役会の決議により、取締役の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 前条のほか、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、<u>各取締役及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、<u>各取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、<u>(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)</u>は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以</p>

現行定款	変更案
<p>下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役を選任の方法)</u></p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>当社の監査役を選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役任期)</u></p> <p>第31条 <u>監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集</u></p>	<p>第29条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員及び監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集</u></p>

現行定款	変更案
<p>手続きを経ることなく<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>の<u>手続きを経ることなく監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>) 第<u>34</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除くほか、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) 第<u>32</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(<u>監査役との責任限定契約</u>) 第<u>35</u>条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>報酬等</u>) 第<u>36</u>条 <u>監査役</u>の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(<u>会計監査人の選任</u>) 第<u>37</u>条 (条文省略)</p>	<p>(<u>会計監査人の選任</u>) 第<u>33</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>会計監査人の任期</u>) 第<u>38</u>条 (条文省略)</p>	<p>(<u>会計監査人の任期</u>) 第<u>34</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) 第<u>39</u>条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) 第<u>35</u>条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>